

令和元年5月 川棚町議会臨時会会議録

(第1日目)

令和元年5月14日 火曜日 (午前10時開会)

出席議員 (14人)

1番	福田	徹
2番	小谷	龍一郎
3番	毛利	喜信
4番	初手	安幸
5番	堀池	浩
6番	山口	隆
7番	小田	成実
8番	田口	一信
9番	高以良	壽人
10番	堀田	一徳
11番	炭谷	猛
12番	水谷	末義
13番	波戸	勇則
14番	村井	達己

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直	喜
書 記	石 川 純	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文	夫
副 町 長	馬 場 直	英
教 育 長	竹 下 修	治
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	大 川 豊	文
企 画 財 政 課 長	野 上 英	了
新 庁 舎 建 設 室 長	琴 岡 美	昭
税 務 課 長	中 原 敬	介
健 康 推 進 課 長	川 内 和	哉
会 計 課 長	末 永 安	江
住 民 福 祉 課 長	成 富 浩	樹
産 業 振 興 課 長 兼農業委員会事務局長	福 田 多	肥
建 設 課 長 兼ダム対策室長	廣 田 洋	一
水 道 課 長	森 文	博
教 育 次 長	荒 木 俊	行
行 政 係 長	井 原	和

議事日程

第1 仮議席の指定

第2 選挙第1号 議長選挙

追加議事日程

- 第 1 選挙第 2 号 副議長の選挙
- 第 2 議席の指定
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 常任委員の選任
- 第 6 議会運営委員の選任
- 第 7 選挙第 3 号 東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙
- 第 8 選挙第 4 号 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 第 9 承認第 1 号 専決処分の承認（平成 30 年度川棚町一般会計補正予算（第 5 回））
- 第 10 承認第 2 号 専決処分の承認（平成 30 年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 回））
- 第 11 承認第 3 号 専決処分の承認（平成 30 年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 回））
- 第 12 承認第 4 号 専決処分の承認（平成 30 年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 回））
- 第 13 承認第 5 号 専決処分の承認（平成 30 年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第 3 回））
- 第 14 承認第 6 号 専決処分の承認（川棚町税条例等の一部を改正する条例）
- 第 15 承認第 7 号 専決処分の承認（川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第 16 承認第 8 号 専決処分の承認（川棚町介護保険条例の一部を改正する条例）
- 第 17 同意第 1 号 川棚町監査委員の選任について同意を求める件
- 第 18 閉会中の継続調査の件（議会運営委員会）

(1 0 : 0 0)

議会事務局長 おはようございます。議会事務局長の久田です。

これから、臨時会の開会となりますが、本臨時会は、川棚町議会議員一般選挙後の初めての議会、初議会であります。

初議会におきましては、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で最年長の議員が、臨時議長として議長の職務を行うこととなっております。

年長の、山口隆議員をご紹介します。山口隆議員、議長席へお願いいたします。

臨時議長 ただいま紹介されました、山口隆でございます。

地方自治法第107条の規定によって、議長選挙が終了するまで、臨時に議長の職務を行います。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

臨時議長 ご起立をお願いいたします。おはようございます。ご着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、令和元年5月川棚町議会臨時会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

(1 0 : 0 2)

臨時議長 初議会の招集にあたり、町長の挨拶を受けますが、提出案件などに関しましては、議会構成が固まり、審議に入ります前に、再度、その時間を設ける予定でありますので、申し添えます。町長。

町長 皆様おはようございます。本日、ここに、令和元年川棚町議会5月臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、ご健勝にてご出席を賜り、定刻開会をいただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、去る4月21日に執行されました、任期満了に伴う川棚町議会議員一般選挙におきまして、見事当選されました議員の皆様方に、改めて心からお祝いを申し上げますとともに、これからのさらなるご活躍をお祈り申し上げます。

5月1日の改元の日から、はや2週間が過ぎようとしています。

新しい令和という歴史の幕開けを、こうして皆様方とともに迎えることにつきまして、大変光栄に思っているところであります。新しい令和の時代が、川棚町にとりましてすばらしい時代となるよう、気持ちも新たにして町政の推進に取り組んでまいりたいと、このように考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

本日の臨時会は、地方自治法第102条第3項の規定により招集したところであり、一般選挙後初めての臨時議会であります。このあと、正副議長をはじめ、各委員会の正副委員長等の選任が予定されておりますが、議員の皆様方におかれましては、今後4年間のご健勝とご活躍を心からお祈り申し上げますとともに、町政の推進につきましても、これまで以上にご理解とご協力を賜わりますようお願いいたしまして、簡単ではありますが、改選後初の臨時会にあたりましての挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いをいたします。

臨時議長 どうもありがとうございます。これから先は、議長選挙などの議会構成へと移りますが、ここでしばらく休憩をいたします。

(10:05)

(…休憩…)

(10:08)

臨時議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

臨時議長 日程第1、「仮議席の指定」を議題とします。

議席は、川棚町議会会議規則第4条第1項の規定により、議長が定めることになっております。仮議席は、ただいまのご着席の議席を指定いたします。

臨時議長 次に、日程第2、選挙第1号「議長の選挙」を行います。

この選挙は、地方自治法第118条第1項等の規定に基づき、投票により行います。議場の出入口を閉めます。

(議場出入口閉鎖)

(10:09)

臨時議長 ただいまの出席議員数は14名であります。

次に、立会人の指名をいたします。川棚町議会会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に小田成実議員と小谷龍一郎議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配布)

臨時議長 投票用紙の配布漏れはありませんか。

「なし」の声あり

臨時議長 投票用紙の配布漏れなしと認めます。立会人は、投票箱を点検をお願いします。

(投票箱点検)

臨時議長 投票箱は異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名です。

事務局長が、議席番号と指名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

議会事務局長 点呼をいたします。町長席の方から投票箱へ進み、投票をお願いします。

1番、小田成実議員。2番、小谷龍一郎議員。3番、炭谷猛議員。4番、高以良壽人議員。5番、田口一信議員。6番、初手安幸議員。7番、波戸勇則議員。8番、福田徹議員。9番、堀池浩議員。10番、堀田一徳議員。11番、水谷末義議員。12番、村井達己議員。13番、毛利喜信議員。14番、山口隆議員。

(…投票…)

臨時議長 投票漏れはありませんか。

「なし」の声あり

臨時議長 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

これより、開票を行います。小田成実議員と小谷龍一郎議員、開票の立ち会いをお願いします。

(…開票…)

臨時議長 投票の結果を報告します。

投票総数 14 票、有効投票 14 票、無効投票 0。有効投票のうち、村井達己議員 13 票、山口隆議員 1 票。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 4 票であります。したがって、村井達己議員が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場出入口開放)

(10:22)

臨時議長 ただいま議長に当選されました村井達己議員が議場におられます。川棚町議会会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をいたします。

それでは、登壇の上、当選人の発言を求めます。村井達己議員。

村井議員 ただいま、身に余る当選の告知をいただきました村井です。議長という立場の重責とプレッシャーで、正直、果たして自分にできるのかどうか、大変、現在は不安でしかありません。前議長のようなスムーズな議会運営は到底できかねますけれども、微力ながら私なりに本町の活性化とさらなる議会発展のために、身近で開かれた議会、そしてさらに信頼される議会というようなことをめざし、一生懸命この 4 年間務めさせていただきたいと思っております。そのためにも、まずは各議員さんのご協力、ご理解がなければ当然できないものと思っておりますので、ご迷惑をおかけすることが多々あるかと思いますが、今後ともどうぞよろしくお願いをいたします。

簡単でございますけれども、当選告知をいただきましたお礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。どうぞよろしくお願ひします。

臨時議長 それでは村井議長、どうぞ議長席にお着き願ひします。これを持ちまして、臨時議長の職務を全部終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

議長 それでは、ここでしばらく休憩をいたします。

(1 0 : 2 5)

(…休 憩…)

(1 0 : 3 6)

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長 追加日程第1、選挙第2号「副議長の選挙」を行います。

この選挙は、地方自治法第118条第1項等の規定に基づき、投票により行います。議場の出入口を閉めます。

(議場出入口封鎖)

(1 0 : 3 7)

議長 ただいまの出席議員数は14名であります。

次に、立会人の指名をいたします。川棚町議会会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に小田成実議員と小谷龍一郎議員を指名いたします。

ここで、投票用紙を配ります。

(投票用紙配布)

議長 投票用紙の配布漏れはありませんか。

「なし」の声あり

議長 配布漏れなしと認めます。

立会人は、投票箱の点検をお願いいたします。

(投票箱点検)

議 _____ **長** 投票箱は異常なしと認め、ただいまから投票を行います。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名です。

事務局長が、議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。事務局長。

議会事務局長 点呼いたします。1番、小田成実議員。2番、小谷龍一郎議員。3番、炭谷猛議員。4番、高以良壽人議員。5番、田口一信議員。6番、初手安幸議員。7番、波戸勇則議員。8番、福田徹議員。9番、堀池浩議員。10番、堀田一徳議員。11番、水谷末義議員。13番、毛利喜信議員。14番、山口隆議員。12番、村井達己議員。

(…投票…)

議 _____ **長** 投票漏れはありますか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 投票漏れなしと認めます。これで、投票を終わります。

これより開票を行います。小田成実議員と小谷龍一郎議員、開票の立ち会いをお願いします。

(…開票…)

議 _____ **長** 投票の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票0票。有効投票のうち、波戸勇則議員11票、山口隆議員3票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。したがって、有効投票数の最多数を得た波戸勇則議員が、副議長に当選されました。

ここで、議場の閉鎖を解きます。

(議場出入口開放)

(1 0 : 4 8)

議 長 ただいま、副議長に当選されました波戸勇則議員が議場におられますので、本席から川棚町議会会議規則第 3 3 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

当選人の発言を求めます。自席からで結構です。

波 戸 議 員 皆様こんにちは。ただいま、選挙によりまして副議長を拝命しました波戸と申します。今、副議長という仕事の重責をひしひしと感じているところでございます。先ほど申しましたように、これからは議長を支え、議会の推進、また、改革に務めてまいりますので、今後とも議員各位のご支援、ご協力を賜われますようよろしく申し上げます。よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(1 0 : 4 9)

(…休 憩…)

(1 0 : 5 4)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長 追加日程第 2、「議席の指定」を行います。

川棚町議会会議規則第 4 条の規定により、議員の議席は、一般選挙後、最初の会議において議長が定めることになっておりますので、議席を読み上げ指定をいたします。

1 番、福田徹議員。2 番、小谷龍一郎議員。3 番、毛利喜信議員。4 番、初手安幸議員。5 番、堀池浩議員。6 番、山口隆議員。7 番、小田成実議員。8 番、田口一信議員。9 番、高以良壽人議員。1 0 番、堀田一徳議員。1 1 番、炭谷猛議員。1 2 番、水谷末義議員。1 3 番、波戸勇則議員。1 4 番、村井達己議員。以上のように決定をいたします。

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(1 0 : 5 5)

(…休 憩…)

(1 1 : 0 7)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長 次に、追加日程第 3、「会議録署名議員の指名」を行います。

す。本臨時会の会議録署名議員は、川棚町議会会議規則第125条の規定によって、1番の福田徹議員及び2番小谷龍一郎議員を指名いたします。

議 _____ **長** 次に、追加日程第4、「会期の決定」を議題とします。

お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定をいたしました。

議 _____ **長** ここで、しばらく休憩をいたします。

(11:07)

(…休 憩…)

(12:59)

議 _____ **長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 _____ **長** 次に、追加日程第5、「常任委員の選任」を行います。

本町議会では、川棚町議会委員会条例におきまして総務厚生委員会、産業建設文教委員会の2常任委員会を設け、各常任委員会の定数を7人以内と定めております。

常任委員の選任につきましては、同条例第7条第4項の規定によりまして、議長が会議に諮って指名することになっております。

なお、議長の常任委員への就任については、同条第1項ただし書きの例外規定により、見送る取り扱いといたしております。

お諮りをいたします。常任委員の選任については、総務厚生委員に、福田徹議員、小谷龍一郎議員、初手安幸議員、高以良壽人議員、水谷末義議員、波戸勇則議員を。産業建設文教委員に、毛利喜信議員、堀池浩議員、山口隆議員、小田成実議員、田口一信議員、堀田一徳議員、炭谷猛議員をそれぞれ指名したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがいまして、ただいま指名しましたとおり、それぞれの常任委員に選任することに決定をいたしました。

(1 3 : 0 1)

議 長 各常任委員会の委員長及び副委員長の選任については、川棚町議会委員会条例第9条第1項の規定により、それぞれ1人を委員会において互選することになっております。このあと休憩をいたしますので、それぞれの委員会を開いていただき、正副委員長を互選していただきたいと思えます。正副委員長が決定しましたら、委員長から議長まで報告をお願いいたします。

議 長 ここでしばらく休憩をいたします。

(1 3 : 0 1)

(…休 憩…)

(1 3 : 1 3)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長 各常任委員会の委員長及び副委員長が、次のとおり決定した旨の通知を受けましたので、報告をいたします。

総務厚生委員長に小谷龍一郎委員、副委員長に高以良壽人委員。産業建設文教委員長に毛利喜信委員、副委員長に堀池浩委員。以上のとおりであります。

議 長 次に追加日程第6、「議会運営委員の選任」を行います。

川棚町議会委員会条例第4条の2により、議会運営委員会の定数は6名となっております。委員の選任につきましては、川棚町議会委員会条例第7条第4項の規定によりまして、議長が会議に諮って指名することとなっております。

お諮りをいたします。議会運営委員の選任につきましては、小谷龍一郎議員、初手安幸議員、福田徹議員、毛利喜信議員、堀池浩議員及び小田成実議員を指名したいと思います。これに、異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しましたとおり、議会運営委員に選任することに決定をいたしました。

このあと休憩を取り、委員会を開いていただき、正副委員長を互選していただきたいと思います。正副委員長が決定しましたら、委員長から議長まで報告をお願いいたします。

議 _____ **長** ここでしばらく休憩をいたします。

(1 3 : 1 4)

(…休 憩…)

(1 3 : 2 4)

議 _____ **長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 _____ **長** 議会運営委員会の委員長及び副委員長が、次のとおり決定した旨の通知を受けましたので、報告をいたします。

議会運営委員長に初手安幸委員、副委員長に小田成実委員。以上のとおりであります。

議 _____ **長** 次に、追加日程第7、選挙第3号「東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙」を行います。

東彼地区保健福祉組合議会議員については、東彼地区保健福祉組合同規約第5条第2項の規定により、「各町の議長の職にある者に加え、議会において選挙されたもの3人をもってあてる」と規定されております。

したがいまして、議長を除く3人の議員の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがいまして、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りをいたします。指名の方法については、議長において指名することにししたいと思います。これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定をいたしました。

東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙による議員に波戸勇則議員、小谷龍一郎議員及び高以良壽人議員を指名します。

お諮りします。ただいま、議長において指名しました議員を、東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙の当選人とすることに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがいまして、東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙において、波戸勇則議員、小谷龍一郎議員及び高以良壽人議員が当選されました。

ただいま、東彼地区保健福祉組合議会議員に当選されました波戸勇則議員、小谷龍一郎議員及び高以良壽人議員が議場におられますので、本席から川棚町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

(13:27)

議 _____ **長** 次に、追加日程第8、選挙第4号「長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を行います。

この議員については、長崎県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項の規定により、各市町の議会において、当該議会の議員のうちから選挙することになっており、選挙すべき議員の数は、同条第2項の規定によって川棚町議会の場合は、1人となっております。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定をいたしました。

お諮りをいたします。指名については、議長が指名することにしたいと思
います。これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議長において指名するこ
とに決定をいたしました。

長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員に、私、村井達己を指名します。

お諮りをいたします。私、村井達己を長崎県後期高齢者医療広域連合議会
議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、私、村井達己が長崎
県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選をいたしました。

(1 3 : 2 9)

議 長 なお、このほかに町長から依頼がありました川棚町都市計画
審議会委員について、お諮りをいたします。

川棚町都市計画審議会委員に、水谷末義議員、初手安幸議員、堀田一徳議
員及び炭谷猛議員を推薦したいと思います。これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しまし
た議員を川棚町都市計画審議会委員に推薦することに決定をいたしました。

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(1 3 : 2 9)

(…休 憩…)

(1 4 : 0 0)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長 ここで、初議会による議会構成が済みましたので、町長から提出案件の内容を含め、再度、あいさつを受けたいと思います。町長。

町 長 それでは、本臨時会におきまして、これから議案審議をお願いするにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

先ほど、正副議長をはじめ、各委員会の正副委員長や各委員等の選任がなされましたが、新たな議会構成による議員皆様方のご活躍と町議会のご発展を心からお祈り申し上げる次第でございます。

本日の臨時会での行政からの提案は、専決処分の承認8件と人事の同意案件1件であります。提案理由につきましては、その都度、説明させていただきますので、ご承認、ご同意をいただきますようよろしくお願いいたします。

結びに、議員の皆様方におかれましては、議会の活性化とともに、地域の発展のためにますますご活躍されまして、町民皆様方の負託に responding いただきますよう心からお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、これから議事を続けますが、今後の議事日程につきましては、お手元に配布をいたしました追加議事日程（第1号の追加2）のとおりであります。

議 長 次に、追加日程第9、承認第1号「専決処分の承認（平成30年度川棚町一般会計補正予算（第5回））」を議題といたします。本件について説明を求めます。町長。

町 長 承認第1号「専決処分の承認（平成30年度川棚町一般会計補正予算（第5回））」について、提案理由をご説明申し上げます。

今回、専決処分をいたしました平成30年度川棚町一般会計補正予算（第5回）の内容についてであります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億8,011万5,000円減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を59億9,147万3,000円としたものであります。

繰越明許費につきましては、道路新設改良事業ほか9件を繰り越しております。その内容は第2表繰越明許費のとおりであります。この補正予算に

つきましては、平成30年度の年度内に議決をいただく必要がありましたが、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年3月29日に専決処分第1号におきまして、補正を行ったものであります。

そこで、この専決処分につきまして、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものであります。

詳細につきましては、このあと企画財政課長から説明をいたしますので、ご審議のうえ、ご承認くださいますようお願いいたします。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 失礼いたしました。ただいまの発言に間違いがありましたので、訂正をいたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億8,110万5,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を59億9,147万3,000円としたものであります。以上でございます。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 それでは、承認第1号「専決処分の承認（平成30年度川棚町一般会計補正予算（第5回））」についてご説明いたします。事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、51、52ページをお開きください。

なお、今回の補正予算は3月末時点におきまして、決算を見込んだうえでの不用額を減額したもの、補助事業等の事業費決定に合わせた増減が数多く占めております。そのような決算見込みによる減額、または些細な増額につきましては、簡略に説明させていただきますので、あらかじめご了解いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは第2款総務費であります。1項1目一般管理費につきましては、補正額の増減はなく、財源内訳の組み替えでございます。

次の2目秘書広報費につきましては、こちらも補正額の増減はなく、財源内訳の補正でありまして、歳入におきまして、県広報誌発行に係る権限移譲交付金の増額が確定しましたので、財源内訳を組み替えたものでございます。

次の3目財産管理費、説明欄のふるさと納税管理費178万円の増額は、11節で消耗品の不足分を、12節でふるさと納税サイトにかかる手数料の

不足分を、また、13節でも返礼品代の不足が見込まれたことから、それぞれ増額したものであります。

次の6目企画費につきましては、歳入において、パスポートにかかる権限移譲交付金の減額が確定しましたので、財源内訳を組み替えたものであります。

次の7目情報通信基盤整備事業費の説明欄の光ブロードバンド基盤整備事業費329万2,000円の増額は、県道川棚有田線の拡幅工事に伴うケーブル移設工事などにより、不足が見込まれましたので増額したものであります。

次の8目電算管理費、説明欄の一般管理費の減額は、11節で20万円を減額、次の情報処理費が13節で10万円の減額、そしてその次の社会保障・税番号制度システム管理費が、9節で1万5,000円の執行残が見込まれましたので、それぞれ減額したものであります。

次の9目地域づくり事業費、説明欄の結婚新生活支援事業費148万7,000円の減額は、10件分の予算を計上しておりましたが、実績が4件であったため、実績に基づき減額したものであります。失礼しました。もう一度今の、9目の地域づくり事業費、説明欄の結婚新生活支援事業費につきましては、194万1,000円の減額でございます。これにつきましては10件分の予算を計上しておりましたが、実績が4件でございましたので、実績に基づき減額したものであります。失礼しました。

次の11目諸費、説明欄のいきいきタクシー助成事業費148万7,000円の減額は、こちらもタクシーの利用実績に基づき減額したものであります。

次の12目財政調整基金費につきましては、歳入の財政調整基金利子の減に合わせて、繰出金19万2,000円を減額したものです。失礼しました。積立金19万2,000円を減額したものです。

続きまして13目地域振興基金費につきましては、歳入の地域振興基金利子の減に合わせて、積立金6,000円を減額したものであります。次のページをお願いします。

14目下水道事業基金費であります。こちらも歳入の下水道事業基金利子の減に合わせて、積立金1万4,000円を減額したものです。

次の15目土地開発基金費につきましては、歳入の土地開発基金運用収入の増に合わせ、繰出金1万3,000円を増額したものであります。

次の16目役場庁舎建設基金費につきましては、歳入の役場庁舎建設基金利子の減に合わせ、積立金を減額したものであります。

次、18目移住・定住促進事業費につきましては、財源内訳の補正で、長崎県市町村振興協会の定住促進支援事業補助金が確定しましたので、財源内訳を組み替えたものであります。

次の19目庁舎建設費822万円の減額は、各節において執行残が見込まれましたので、それぞれ減額したものです。

次の2項2目賦課徴収費の減額は、12節で郵便料の執行残を30万円減額し、13節で地籍図異動修正に係る委託料などの執行残を123万1,000円減額したものであります。

次の3項1目戸籍住民基本台帳費の減額は、個人番号カードに関する委託業務に減額が生じたので、13節の委託料を158万6,000円減額したものです。

次の4項1目選挙管理委員会費及び2目長崎県議会議員一般選挙費の減額補正は、各節において執行残が見込まれましたので、それぞれ減額したものであります。次のページをお願いいたします。

6目川棚町長選挙費であります。こちらも各節で執行残が見込まれましたので、それぞれ減額したものであります。

次の5項2目統計調査費につきましては、補正額の増減はなく、財源内訳を補正するもので、歳入において統計調査の県委託金が確定しましたので財源内訳の組み替えを行ったものです。次のページをお願いいたします。

3款民生費であります。1項1目社会福祉総務費の説明欄、社会福祉総務費の減額であります。8節で住宅介護見舞金の支給実績により18万円を減額、そして執行残が見込まれました9節旅費で11万円、14節使用料及び賃借料を13万円、それぞれ減額したものであります。

次の母子福祉医療費の減額であります。こちらも実績により12節役務費を10万円、20節扶助費を149万円、それぞれ減額したものであります。

次の地域福祉基金費の増額は、歳入の地域福祉基金利子の実績に合わせ

て、25節の積立金を9万9,000円増額したものでございます。

次の地域支え合い事業費の減額は、福祉のまちづくり推進事業、失礼しました。地域支え合い事業費の減額は、19節で地域見守りネットワークの事業に係る地区推進補助金の交付実績に合わせ、28万円を減額したものであります。

次の国民健康保険事業費は、国民健康保険事業特別会計の補正に伴い、28節で繰出金を減額したものであります。その内訳としましては、人件費の繰出が58万8,000円の減、そして出産一時金が29万1,000円の減、合わせて87万9,000円の減額でございます。

次の介護保険事業費の減額は、こちらも介護保険事業特別会計の補正に伴う28節が543万9,000円の減額で、介護給付費及び地域支援事業の一般会計負担分を減額したものであります。

次の2目障害者福祉費、説明欄の障害者福祉費は13節の委託料に不足が見込まれましたので、17万円を増額し、20節において福祉タクシーの実績により17万円を減額したもので、合わせて増減なしとなっております。

次の補装具給付費につきましては、こちらも実績により20節扶助費を45万円減額したもので、次の障害者福祉医療費も実績により20節扶助費を38万円減額したものであります。

次の障害福祉サービス事業費は、こちらも実績により19節負担金、補助及び交付金を1,557万円減額したものであります。

次の地域生活支援事業費は、8節で成年後見制度利用支援事業の実績による10万円の減、12節で医師意見書作成に係る手数料を実績により23万円の減、13節で障害者移動支援事業などの実績に基づく委託料50万円を減、そして19節において、障害者支援区分審査費などにかかる福祉組合分担金の変更に伴う40万円の減、合わせて123万円の減額であります。

次の障害児給費であります。実績により19節負担金、補助及び交付金を100万円減額するもので、次の療養介護医療給付費も実績により20節扶助費を10万円減額したものであります。1番下の3目老人福祉費では、20節において、すこやか長寿券の交付や緊急通報電話の整備を行っておりますが、執行残が見込まれましたので15万円を減額したものであります。次のページをお願いいたします。

説明欄の方になります。養護老人保護措置費であります。こちらは13節委託料において、養護老人ホームの措置費を実績により37万円減額したものです。

次の敬老事業費では、8節において百寿のお祝い及び敬老祝いの実績に基づく40万円の減額、13節において敬老の日アトラクションにかかる委託料の執行残32万円を減額、合わせて72万円を減額したものです。

次の5目国民年金事務費では、13節において国民年金保険料のシステム改修にかかる委託料に執行残が見込まれましたので、35万円を減額したものです。

2項1目児童福祉総務費の説明欄、保育所運営事業費は、19節において保育所等への睡眠時の事故防止にかかる補助金の交付実績により58万5,000円を減額したものであります。

次の放課後児童健全育成事業費では、実績に合わせ、13節委託料を143万7,000円減額したもので、次の子ども・子育て支援事業費では、こちらも延長保育事業などの事業実績に合わせ、19節負担金、補助及び交付金を616万4,000円減額したものであります。

一番下の2目児童措置費では、保育所等給付費を実績に合わせ、19節負担金、補助及び交付金を120万5,000円減額したものであります。次のページをお願いいたします。

4款衛生費であります。1項1目保健衛生総務費、説明欄の母子保健事業費では、12節において妊婦乳児健診受診者、失礼しました。妊婦乳児健診受診者の減によりまして、手数料100万円を減額したもので、次の未熟児養育事業費では、20節において医療診察報酬の実情に合わせ36万円を減額したものであります。

次の4目健康推進費、説明欄の健康教育費につきましては、しおさいの湯健康いきいき利用券の利用実績により、19節を60万円減額したものです。

次の5目環境衛生費につきましては、補正額の増減はなく、財源内訳の補正でございます。

一番下の3項1目公害対策費、説明欄の合併処理浄化槽費につきましては、浄化槽の設置実績により19節を396万4,000円減額したもので

す。次のページをお願いいたします。

6 款農林水産業費であります。1 項 3 目農業振興費の説明欄のイノシシ緊急特別対策事業費は、8 節においてイノシシ等の有害鳥獣の捕獲実績により、捕獲報償金 3 1 0 万円を減額、そして 1 9 節においてワイヤーメッシュ等の設置補助にかかる執行残を 4 5 万 6, 0 0 0 円減、合わせて 3 5 5 万 6, 0 0 0 円を減額したものであります。

次の特産品販売宣伝促進事業費では、1 1 節において消耗品費に執行残が生じたので 2 0 万円を減額したものです。

次、5 目農地費、説明欄の農道新設改良事業費では、1 9 節において県営の基幹農道川棚町西部の工事費の減額に伴い、建設事業負担金を 8 5 万円減額したものです。

次の 2 項 1 目林業総務費では補正額の増減はなく、歳入において保安林関係事務にかかる権限移譲交付金が確定しましたので、財源内訳を補正したものであります。

次の 3 項 2 目漁港管理費は、こちらも補正額の増減はなく、歳入の漁港使用料の増額に合わせ財源内訳を補正したものであります。次のページをお願いいたします。

7 款商工費であります。1 項 1 目商工費につきましても、補正額の増減はなく、歳入において計量法による商品量目検査に係る権限移譲交付金が確定しましたので、財源内訳を補正したものであります。

3 目観光費につきましては、1 9 節においてスポーツツーリズム推進補助金の交付実績に合わせ 7 0 万円の減額、そして 2 8 節で観光施設事業特別会計の補正に伴い繰出金を 1 5 0 万円減額、合わせて 2 2 0 万円を減額したものであります。次のページをお願いいたします。

8 款土木費であります。2 項 1 目道路橋梁総務費は補正額の増減はなく、財源内訳の補正で、次の 3 目道路新設改良費では、町道工事の執行残を 1 5 節において 2 0 0 万円減額したものであります。

次の 4 項 1 目港湾管理費につきましては、こちらも補正額の増減はなく、川棚港の使用料徴収事務にかかる権限移譲交付金の確定に伴い、財源内訳の補正を行ったもので、次の 2 目港湾建設費では、県営の港湾改修工事及び護岸改良工事の減額に伴い、1 9 節で建設事業負担金を 1 2 4 万 1, 0 0

0円減額したものであります。

次の5項2目公園管理費では、公園の清掃及び緑化管理委託の執行残を50万円減額したもので、次の3目公共下水道事業費では、補正額の増減はなく、歳入におきまして下水道事業基金繰入金を8,000万円減額しましたので、合わせて財源の組み替えを行なったものであります。

一番下の6項1目住宅管理費につきましては、こちらも補正額の増減はなく、財源の補正を行ったものであります。次のページをお願いいたします。

9款消防費であります。1項2目非常備消防費では、3月の火災により、消防団員の出動手当が不足しましたので、9節で42万円増額したものであります。

次の3目消防施設費、説明欄の施設管理費では、11節で修繕料に執行残が生じたので100万円を減、18節で7分団の消防ポンプ車更新にかかる執行残を55万円減額、19節で水道課に委託しました中組地区消火栓整備工事の落札減が生じ、20万円の減額、そして27節で、こちらも執行残が生じたので9万5,000円の減額、合わせて184万5,000円を減額したものであります。

一番下の5目災害対策費であります。11節需用費で自主防災組織への資機材費を計上しておりましたが、設立団体がなかったため、34万円を減額、そして12節役務費では、こちらも執行残が見込まれましたので15万円を減額、合わせて49万円を減額したものであります。次のページをお願いいたします。

10款教育費であります。1項5目ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金事業費は、補正額の増減はなく、財源内訳を補正するもので、当初、小・中学校のエアコン設置の財源を、補助金並びに起債ですべて賄うことで予算計上をしておりましたが、単独事業費が見込まれましたので、財源内訳の組み替えを行ったものであります。

次の5項1目社会教育総務費につきましては、こちらも補正額の増減はなく、歳入の人づくり文化スポーツ振興基金利子の増額に合わせ、財源内訳を補正したものであります。次のページをお願いいたします。

11款災害復旧費であります。1項1目農地農業施設災害復旧費から一番

下の2項2目漁港施設災害復旧費までにつきましては、すべて補正額の増減はなく、歳入の国庫支出金並びに町債の実績により財源内訳を補正したものであります。次のページをお願いいたします。

14款予備費であります。1項1目予備費につきましては、歳入歳出の見合いにより1億1,217万円を減額したものであります。続きまして歳入を説明しますので、9ページ、10ページをお願いいたします。

1款町税であります。1項1目個人につきましては、補正額は増減なしであります。説明欄のとおり、実績から普通徴収分を1,700万円減額し、給与特別徴収分を1,700万円増額したものであります。

次の2目法人でございます。説明欄の税割分につきましては、実績から1,400万円の増額を見込み計上したものであります。

次の5項1目入湯税、説明欄の現年度課税分につきましては、こちらは額が確定しましたので7,000円を減額したものであります。次のページをお願いいたします。

地方譲与税であります。2款地方譲与税から27ページの10款交通安全対策特別交付金までにつきましては、3月に入ってから決定額が示された譲与税あるいは交付金について、一律に決定どおりの補正を行ったものであります。いずれも特定財源ではなく一般財源であり、歳出との関連がございませんので、説明は省略ということでご了解をいただきたいと思います。29ページをお願いいたします。

11款分担金及び負担金であります。1項1目民生費負担金、説明欄の養護老人ホーム入所徴収金につきましては、これは実績に基づく増額であります。

次の3目農林水産業費負担金につきましては、農地災害復旧事業にかかる負担金を実情に合わせ増額したものであります。次のページをお願いいたします。

12款使用料及び手数料であります。1項1目総務使用料、説明欄の川棚駅前駐車場使用料は、実績に合わせた減額でございます。

次の4目土木使用料、説明欄の漁港使用料につきましても、こちらも実績に合わせ増額をしたものであります。次のページをお願いいたします。

国庫支出金であります。13款国庫支出金であります。国庫支出金につき

ましては、補助金の決定または確定、そして事業の歳出の補正に合わせて増減を行ったものでありますので、説明につきましては省略ということでご理解をお願いしたいと思います。次のページをお願いいたします。

14 款 県支出金であります。こちら補助金の決定または確定、そして事業の歳出の補正に合わせて増減を行ったものでありますので、こちらにつきましても、説明につきましては省略ということでお願いしたいと思います。41 ページをお願いいたします。

15 款 財産収入であります。1 項 2 目 利子及び配当金、説明欄の財政調整基金利子から一番下の役場庁舎建設基金利子までにつきましては、こちらは実績に見合わせた増減額であります。

その次の3 目 土地開発基金運用収入でございます。こちら実績に見合わせた増額であります。

一番下の2 項 1 目 不動産売却収入につきましては、こちらは東彼杵郡森林組合と数石地区の運動広場に隣接する町有地の一部を売却しましたので、その売却収入2, 370 万円を増額したものであります。次のページをお願いいたします。

16 款 寄附金であります。1 項 1 目 一般寄附金及び次の4 目 ふるさと応援寄附金につきましては、実績によりまして増額を行ったものであります。次のページをお願いいたします。

17 款 繰入金であります。2 項 1 目 下水道事業基金繰入金8, 000 万円の減額、2 目 減債基金繰入金6, 000 万円の減額、3 目 財政調整基金繰入金6, 000 万円の減額並びに5 目 役場庁舎建設基金繰入金2, 400 万円の減額についてであります。こちらは財源不足を補うために計上したものでありますが、3 月末時点において、30 年度の決算剰余金を見込みましたところ、収支の改善により下水道事業基金、減債基金、財政調整基金からの繰入金を全額、そして役場庁舎建設基金繰入金の一部が減額可能と判断されましたので、それぞれ減額したものであります。次のページをお願いいたします。

19 款 諸収入であります。4 項 4 目 過年度収入につきましては、実績に合わせ増額したものであります。

5 項 雑入につきましては、説明欄に掲げております各種助成金等につきま

して、実績に見合わせて増減を行ったものであります。次のページをお願いいたします。

20款町債であります。1項4目土木債、6目教育債、そして7目災害復旧債であります。こちらは説明欄に掲げているものにつきまして、それぞれ借入額が確定しましたので、実績に合わせ減額するものであります。減額したものであります。以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。次に第3表地方債補正を説明しますので、5ページをお願いいたします。

第3表地方債補正であります。この地方債補正の表につきましては、先ほど説明しました20款町債に対応するものでありまして、この表の補正前と補正後の金額の差額合計が49ページの町債の補正額と一致するものであります。補正後の計の限度額を5億8,270万円としたものであります。4ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費であります。10の事業繰越がございまして、まず農道新設改良事業360万円であります。こちらは県営事業基幹農道整備事業の繰越に伴い、その建設事業負担金を繰り越すものであります。次のプレミアム付商品券事業費155万6,000円は、10月の消費税引き上げに伴い実施される、プレミアム付商品券事業の事務費を繰り越すものであります。

次の社会資本整備総合交付金事業費（道路新設改良費）1億452万1,000円は、町道東臨港線、上組西部線、中倉線の整備工事につきまして繰り越すものであります。

次の社会資本整備総合交付金事業費（橋梁維持費）352万1,000円につきましては、これは倉本橋の補修工事を繰り越すものであります。

次の用悪水路維持補修費255万円につきましては、こちらが中組地区の排水路、これは中組郷公民館付近になりますが、その排水路の整備工事でありまして、その工事を繰り越すものであります。

次のブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金事業2億3,313万4,000円につきましては、小・中学校教室へのエアコン設置工事につきまして繰り越すものであります。

次の災害復旧費（農地農業施設）2,299万円につきましては、猪乗川内郷堀池地区の農地災害復旧工事など15箇所を繰り越すものであります。

次の災害復旧費（林業施設）1,416万6,000円につきましては、林道虚空蔵線の災害復旧工事など4箇所を繰り越すものであります。

次の災害復旧費（漁港施設）2,761万1,000円につきましては、三越防波堤の災害復旧工事につきまして繰り越すものであります。

最後の災害復旧費（公共土木施設）311万2,000円につきましては、町道岩屋線の災害復旧工事で、以上10の事業総額4億1,676万1,000円を繰り越すものでございます。

また、77から79ページにつきましては給与明細書等がございますが、こちらは説明を省略させていただきます。

以上が専決処分を行いました平成30年度一般会計補正予算（第5回）の内容でございます。ご審議のうえ、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。はい。小谷議員。

2 番 小 谷 2番、小谷です。4ページの繰越明許費、今、説明があった部分ですが、10款教育費の冷房設備への対応ということで繰越になっておりますが、現在の工事の発注はかかっているかと思えますけれども、聞いていますところは、6月末までには工事を済ませるとということで聞いておりますが、現在の状況をよろしく願いいたします。

議 長 はい。教育次長。

教 育 次 長 はい。ただいまの小谷議員のご質問についてお答えいたします。繰越明許費で掲げております、10款教育費1項教育総務費、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金事業2億3,313万4,000円、この事業につきましては、昨年3月の15日に入札を終えまして、3月20日契約ということで事業を施工を開始したところでございます。このあと、各請負となりました業者におかれましては、工事の施工のための資材調達に向けて鋭意努力をされております。

そこで、工事資材の納入の状況としまして確認をしておりますけれども、空調の設備機器、内機についてはおおむね5月中の完了が予定されております。室外機につきましては6月から一部、7月の上旬という見込みがございますけれども、そういうところで納入ができるという状況となっております。

す。

そこで、工事の施工に今、現状取り掛かっておりますけれども、内機については5月中に既に取り付けを終えたところもございますけれども、外機につきましては納入時期がやはり6月になるということで、内機と外機の設置完了が終えてしまうのが、大体7月の上旬から中旬ぐらいまでかかってしまうというところもあるようでございます。

それに伴い、最終的には、このエアコンを稼働させるためには電源工事が、電源の確保ということが必要になりますけれども、各施設、キュービクル施設の老朽化があるところと、やはり容量が足りないというような状況がありまして、2校についてはキュービクルの増設が必要となっております。

また、キュービクルについて、増設しなくてもよい学校につきましても、中の変圧器をですね、トランスを交換するということが安定稼働のためには、電源としての工事が必要になってまいりますので、この資材の確保がもう少し遅れそうになっておりまして、現在、8月の中旬ぐらいにならないと、この資材の確保ができないというような状況になっております。

現在、各学校においては、この工事に向けて、授業の妨げにならないような範囲でですね、工事の施工を行っておりますけれども、最終的な工事資材の調達を8月中までずれ込んでくるということがございまして、最終的な工事の竣工が4校ともに8月末になるということに、各業者から確認をしておりますので、現在工事の変更、最終的な竣工を8月末ということで変更をして、今、工事の施工を進めているところでございます。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。はい。福田議員。

1 番 福 田 1番、福田です。ページ、59ページの障害福祉サービス事業費の1,557万の減額ですが、これに対応する国庫支出金、県支出金の方が、ページで言いますと34ページと38ページにありますが、これが対応しているかと思うんですが、その合計額と58ページの支出額の減額の差額分がどういうふうになっているのかお聞きしたいと思います。

議 長 住民福祉課長。

住民福祉課長 はい。福田議員の質問にお答えいたします。歳入と、国庫支出金の方の歳入とですね、歳入と3款民生費の1項2目障害福祉費の障害福祉サービス事業費、これらの歳入と歳出の額が一致していないというこ

となんですけれども、歳入につきましては、国の決定額に対して補正等をしております。実際は翌年度、元年度において精算ということになりますので、実績に合わせて精算という形になりますので、歳入と歳出があつていないということになります。以上です。

議 **長** はい。福田議員。

1 番 福 田 次年度に精算というお話ですけど、その間の差額分は町単とかの負担になるのでしょうか。そういうものではないのかお聞きします。

議 **長** 住民福祉課長。

住民福祉課長 福田議員の質問にお答えします。精算において多ければ、歳出が多ければそこは町が持っている、そのまま保留しているという形で、不足をする分であればですね、町から、町の負担として一時的に歳出をしているという形になります。以上です。

議 **長** ほかに質疑はありませんか。高以良議員。

9 番 高 以 良 42ページの財産売却収入の件でお尋ねします。森林組合と数石の運動公園の横の町有地を売却したということでしたけれども、面積がどれくらいで、㎡単価がどれくらいになるのかということと、単価についての近傍値の売買の実績と比べてどういう関係というか、多いか少ないかということですね。そこら辺についてお尋ねします。

議 **長** 企画財政課長。

企画財政課長 高以良議員のご質問にお答えいたします。まず、面積でございますが、まず、地番でございますが、川棚町百津郷39の178番地でございます。総面積が2,945㎡でございます。そのうち一部、1,093㎡を売却したものであります。この土地につきましては、先ほども、一部につきましては数石地区の方で広場として利用されておられまして、その残りの一部をですね、売却したものであります。単価につきましては、2万1,600円でございます。近傍価格につきましては、固定資産税の評価額から割り戻して計算しておるわけなんです、今ちょっと手元にはないとですけども、1万8,000円程度だったと思います。今回の売却につきましては、大体その2割増という形で売却したものでございます。以上でございます。

議 **長** ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、承認第1号「専決処分の承認（平成30年度川棚町一般会計補正予算（第5回））」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件を承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議 _____ **長** はい。全員起立です。したがって、承認第1号「専決処分の承認（平成30年度川棚町一般会計補正予算（第5回））」は、承認することに決定をいたしました。

（14：57）

議 _____ **長** ここで休憩をいたします。

（14：58）

（…休 憩…）

（15：10）

議 _____ **長** ここで、議事進行上の不手際が私の方にはありましたので、お詫びをして、次の進行に活かしたいと思います。

午前中に「必要に応じ簡易表決を採用いたします」と、皆様には、議員の

皆様にはお伝えをしておりました。次からの議案に関しましては、討論がない場合は簡易表決の方法を取らせていただきますので、よろしく願いをいたします。

議 長 次に、追加日程第10、承認第2号「専決処分の承認（平成30年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4回）」を議題といたします。本件について説明を求めます。町長。

すみません、会議の再開を言っておりませんでした。

ただいまより、会議を再開いたします。町長、お願いします。

町 長 承認第2号「専決処分の承認（平成30年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4回）」について、提案理由をご説明いたします。

平成30年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算の執行において、補正の必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、去る3月29日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により定めましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,489万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億7,396万1,000円としたものであります。

なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 それでは補正予算の内容につきまして、事項別明細書で説明をいたします。歳出から説明をいたしますので、14、15ページをお開きください。

1款総務費、1項1目一般管理費、2項2目収納特別対策事業費、3項1目運営協議会費、5項1目医療費適正化特別対策事業費につきましては、歳入における県の特別交付金の額の決定によりまして、財源区分を調整するものであります。額の増減はございません。次のページをお開きください。

2款保険給付費における1項療養諸費、2項高額療養費、3項移送費及び4項出産育児諸費につきましては、平成30年度保険給付費がほぼ固まりま

したので、説明欄記載のとおり、それぞれ減額補正をするものであります。次のページをお開きください。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 項 1 目一般被保険者医療費給付費分につきましては、歳入における県の交付金の額の決定によりまして財源区分を調整するものであります。額の増減はございません。次のページをお開きください。

5 款保健事業費、1 項 1 目疾病予防費につきましては、支出見込みにより減額補正をしたものであり、2 項 1 目特定健康診査等事業費につきましては、県の交付金の額の決定により財源区分を調整するものです。額の増減はございません。次のページをお開きください。

6 款基金積立金、1 項 1 目積立金につきましては、出産資金貸付基金廃止に伴う積立金を、基金積立分を増額補正するものでございます。次のページをお開きください。

8 款諸支出金、1 項 1 目一般被保険者保険税還付金につきましては、支出見込みにより減額補正をするものです。次のページをお開きください。

9 款予備費、1 項 1 目予備費につきましては、歳入歳出の見合いによるものでございます。次に歳入を説明します。6 ページ、7 ページをお開きください。

1 款国民健康保険税、1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税、同じく 2 目退職被保険者等国民健康保険税につきましては、それぞれの節において決算見込額に基づき補正したものであります。次のページをお開きください。

4 款県支出金、1 項 1 目保険給付費等交付金につきましては、県からの交付決定額により補正をしたものです。次のページをお開きください。

6 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金につきましては、2 節助産費等繰入金は歳出の 2 款保険給付費で説明いたしました出産育児一時金の減額に伴う町負担分を減額補正したものであります。

3 節職員給与費等繰入金は、歳出 1 款総務費における事業費において、繰入対象となるものの確定によりまして、町負担分を減額補正したものであります。

2 項 2 目その他基金繰入金につきましては、歳出 6 款出産資金貸付基金廃止に伴う基金積立金にかかる分について、増額補正するものでございます。

次のページをお開きください。

8 款諸収入、1 項 1 目一般被保険者延滞金につきましては、延滞金の決算見込額により補正したものであります。

3 項 4 目一般被保険者返納金につきましては、不当利得に伴う返還金について増額補正をするものです。

9 目特定健康診査等負担金につきましては、交付額決定により増額補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「な し」の声あり

議 _____ **長** よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

お諮りします。これから、承認第 2 号「専決処分の承認（平成 30 年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 回））」の採決を行います。

お諮りいたします。本件を承認することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、承認第 2 号「専決処分の

承認（平成30年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4回））」は、承認することに決定をいたしました。

（15：18）

議 長 次に、追加日程第11、承認第3号「専決処分の承認（平成30年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4回））」を議題といたします。本件について、説明を求めます。町長。

町 長 承認第3号「専決処分の承認（平成30年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4回））」について、提案理由をご説明いたします。

平成30年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算の執行において、補正の必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、去る3月29日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により決めましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ145万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,271万8,000円としたものであります。

なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

健康推進課長 それでは補正予算の内容につきまして、事項別明細書で説明をいたします。歳入からご説明をいたしますので、6ページ、7ページをお開きください。

1款後期高齢者医療保険料、1項1目特別徴収保険料につきましては、保険料収入見込額によりまして補正をしたものであります。次に歳出を説明します。8ページ、9ページをお開きください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、歳入1款後期高齢者医療保険料で説明しました保険料の収入見込額の減額に伴い、広域連合への納付金額を減額補正したものであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 よろしいですか。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、承認第3号「専決処分の承認（平成30年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4回））」の採決を行います。

お諮りします。本件を承認することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって承認第3号「専決処分の承認（平成30年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4回））」は、承認することに決定をいたしました。

（15：22）

議 長 次に、追加日程第12、承認第4号「専決処分の承認（平成30年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第4回））」を議題といたします。本件について、説明を求めます。町長。

町 長 承認第4号「専決処分の承認（平成30年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第4回））」について、提案理由をご説明いたします。

平成30年度川棚町介護保険事業特別会計予算の執行において、補正の必

要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、去る3月29日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により定めましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,274万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億8,642万円としたものであります。

なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 それでは補正の内容につきまして、事項別明細書で説明いたします。歳出から説明します。16ページ、17ページをお開きください。

1款総務費、1項1目総務管理費につきましては、財源区分を調整するものでありまして、額の増減はございません。次のページをお開きください。

2款保険給付費における1項1目介護サービス等諸費、2目介護予防サービス等諸費、4目高額介護サービス等費、5目高額医療合算介護サービス等費、6目特定入所者介護サービス等費につきましては、平成30年度の保険給付費の支出額がほぼ固まりましたので、説明欄記載のとおり、給付費をそれぞれ減額補正するものであります。次のページをお開きください。

4款地域支援事業等費、1項1目介護予防・日常生活支援総合事業費及び2目包括的支援事業・任意事業費につきましては、年度内事業が終了しましたので、その事業費を減額補正したものであります。

同じく2項1目保健福祉事業費につきましては、財源区分を調整するものであり、額の増減はございません。次のページをお開きください。

5款基金積立金、1項1目介護給付費基金積立金につきましては、次年度繰越可能額のおおよその見込みが立ちましたので、3,000万円を基金へ積み立てるものでございます。次のページをお開きください。

7款予備費、1項1目予備費につきましては、歳入歳出の見合いにより増額補正したものであります。次に歳入をご説明いたします。6ページ、7ページをお開きください。

3 款国庫支出金、1 項 1 目介護給付費負担金、2 項 1 目調整交付金、2 目地域支援事業交付金及び 4 目保険者機能強化推進交付金につきましては、交付金額の決定に伴う補正であります。次のページをお開きください。

4 款支払基金交付金、1 項 1 目介護給付費交付金、2 目地域支援事業支援交付金につきましては、先ほどと同じく交付金額の決定に伴う減額補正であります。次のページをお開きください。

5 款県支出金、1 項 1 目介護給付費負担金、2 項 1 目地域支援事業交付金及び 2 目介護保険低所得者対策事業費補助金につきましては、先ほどと同じく交付金額の決定に伴う補正であります。次のページをお開きください。

8 款繰入金、1 項 1 目介護給付費繰入金及び 2 項地域支援事業繰入金につきましては、平成 30 年度保険給付費及び地域支援事業費の額がほぼ確定したことにより、町の負担分として一般会計からの繰入金に不用額が生じたので、その額を減額補正したものであります。

同じく 3 目低所得者保険料軽減繰入金につきましては、交付金額の額の決定に伴う補正であります。

同じく 4 目その他一般会計繰入金、1 節事務費等繰入金につきましては、歳出 1 款総務費で説明をしておりました財源区分の調整により減額するものであります。次のページをお開きください。

10 款諸収入、2 項 1 目介護予防サービス費収入につきましては、要支援者に係るサービス計画費及びケアマネジメント費の決算見込額による減額補正であります。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。はい。山口議員。

6 番 山 口 6 番山口でございますが、歳出のですね 18、19、それから 20、21、結果的にこの補正の減額というのがですね、ここを見れば、すべてサービスの給付金の減額なんですね。このサービスの給付金の減額という要因がですね、サービスを受ける人の件数が減ってきたのか、それともサービスの中身が変わってですね、給付額が変わってきたものかどうかですね。これはすべてこの介護のいわゆる減額の補正というのはもう、結果からいけばすべてサービスのいわゆる給付額が減額によるものであると判断され

るわけですがけれども、その中身的にどうなっているのか、ちょっと答弁いただきたいと。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 山口議員のご質問にお答えします。サービスの内容等につきましては、変わっているわけではございません。高齢者はご存じのとおり増えてきておりますので、予算にしましても多めに取っているというのが実情でありまして、月に1億程度の支出をしますので、例えば入所者が1人いる月、2人いる月とで、額の揺れ幅というのがかなり大きなものになる。そういうことで、少な目にとっておくわけにはいかないということもございまして、予算としましても多めに取っている。最終的に使わなくなった部分を減額補正するというふうな形を取っております。サービスの内容等が変わったものではございません。以上です。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。はい。山口議員。

6 番 山 口 結果的に、これはですね、予算額を余計計算するということは、それぞれこの介護の保険料を負担する方々の負担料が増えてくるわけですよ。結果からいけばね。そして、少なく給付したから減額をしますと。そういうことというのはどうも若干腑に落ちないというかね。ですから、やはり予定は大体、従来の統計上からだいたい何名ぐらいでこれくらいというのが想像がつく。すべてのサービスが減額なんですよ。ということは、予算そのものの編成のときにね、あんまり何もかもオーバーに予算を見過ぎているのかと、そういうふうな判断をせざるを得ない。多めに、確かにサービスが、予算を編成するというのは、増えたときにサービスが滞りなくできるという、そういう利点はあるかもしれないんですけども、あまりにもこの18、19から20に行けばですね、すべてが減額なんです。ということは、予算編成そのものが、何か多めに見ればいいというものじゃないだろうと思っております。だからそういう点というのはもう少し考えた形の、いわゆる予算編成が必要じゃないかという気がするんですけど。以上です。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 はい。お答えします。前年度実績による部分もちろん予算編成時がありますけれども、このサービスの給付費につきましては、なかなか読めない部分があるというふうなこともご理解いただきたいと思います

し、予算を足らない状態にしておくわけにもいかないというところもございますけれども、今後はですね、そこらへん、指摘いただいたところも精査しながら予算編成には努めたいと思います。以上です。

議 _____ **長** よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから承認第4号「専決処分の承認（平成30年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第4回））」の採決を行います。

お諮りします。本件を承認することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、承認第4号「専決処分の承認（平成30年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第4回））」は、承認することに決定をいたしました。

(15:35)

議 _____ **長** 次に、追加日程第13、承認第5号「専決処分の承認（平成30年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第3回））」を議題といたします。本件について説明を求めます。町長。

町 **長** 承認第5号「専決処分の承認（平成30年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第3回））」について、提案理由をご説明いたします。

平成30年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第3回）につきましては、議会において議決をいただく必要がありましたが、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年3月29日付、専決処分第5号におきまして補正を行ったものであります。この専決処分について、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めるものであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ150万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8,982万3,000円としたものであります。

詳細につきましては、産業振興課長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご承認くださいますようお願いいたします。

議 **長** 産業振興課長。

産業振興課長 はい。それでは内容につきましてご説明をいたします。歳入歳出補正予算事項別明細書で説明をいたしますので、8ページ、9ページをお開きください。歳出からでございます。

1款観光施設事業費、1項2目改良費の説明欄の大崎公園改良費40万円の減額及び国民宿舎改良費110万円の減額補正につきましては、15節工事請負費において落札減による執行残として150万円を減額するものであります。続きまして歳入をご説明しますので、6ページ、7ページをお開きください。

1款繰入金、1項1目一般会計繰入金につきましては、歳出で説明をいたしました150万円を減額したことから、一般会計からの繰入金150万円を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議 **長** これから質疑を行います。ありませんか。

「なし」の声あり

議 **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、承認第5号「専決処分の承認（平成30年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第3回））」の採決を行います。

お諮りします。本件を承認することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって、承認第5号「専決処分の承認（平成30年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第3回））」は、承認することに決定をいたしました。

（15：40）

議 **長** 次に、追加日程第14、承認第6号「専決処分の承認（川棚町税条例等の一部を改正する条例）」を議題とします。本件について説明を求めます。町長。

町 **長** 承認第6号「専決処分の承認（川棚町税条例等の一部を改正する条例）」について、提案理由をご説明いたします。

地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法等の一部を改正する法律の一部施行に伴う関係政令の整備等に関する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が3月国会において可決成立し、3月29日付でそれぞれ公布されたところであります。

そこで、この法律等の改正に伴いまして、川棚町税条例の一部を改正する

必要が生じてまいりましたが、法律等が原則、平成31年4月1日から施行されることになりましたので、議会を招集する時間的余裕がなく、去る3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により改正いたしましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、議会の承認を求めらるるものであります。

改正の内容につきましては、このあと税務課長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご承認くださいますようお願いいたします。

議 長 税務課長。

税 務 課 長 それでは、条例第9号川棚町税条例等の一部を改正する条例の内容についてご説明申し上げます。

改正内容につきましては、お手元に配布しております新旧対照表によりご説明をさせていただきます。

はじめに、第1条による改正1ページから4ページまで。第34条の7、附則第7条の3の2、附則第7条の4、附則第9条及び附則第9条の2についてでございますが、これは個人の住民税に関する改正でございます。1ページの第34条の7、2ページの附則第7条の4、3ページの附則第9条及び4ページの附則第9条の2については、寄附金税額控除等について規定を改めるとともに、条項の整理を行うものです。

内容といたしましては、ふるさと納税に関するものとなります。ふるさと納税の対象となる寄附金につきましては、総務大臣が指定した都道府県等に対する寄附金にするよう規定が見直されることから、引用条文の項ずれを改めるとともに、文言の整理を行うものです。

見直し後の制度の概要につきましては、総務大臣が地方財政審議会の意見を聴いたうえで、一定の基準に適合する地方団体をふるさと納税による特例適合の対象として指定することになります。その基準といたしましては、寄附金の募集を適正に実施する地方団体であって、返礼品を送付する場合には、返礼品の返礼割合を3割相当以下とすることとし、返礼品を地場産品とすることとなります。

続きまして、1ページに戻り、附則第7条の3の2につきましては、住宅借入金等特別税額控除についての規定を改めるとともに、引用条文の項ずれ及び文言の整理を行うものです。

内容といたしましては、住宅借入金等特別税額控除について2つの改正がございます。1つ目は、消費税率10%が適用される住宅取得等について、令和2年12月までに居住したものが受けられる住宅ローン控除の適用期間を3年間延長するものであります。2つ目は、町民税の納税通知書が送達されるときまでに提出された申告書に、住宅借入金等特別税額控除に関する事項の記載があること等の要件を不要とすることであり、これは適用要件の緩和として、納税通知書が送達されたあと、所得税において還付申告等に控除が適用される場合には、個人住民税においても控除が適応されることになるものであります。

次に4ページから8ページまでの附則第10条の2及び附則第10条の3につきましては、固定資産税に関する改正になります。

はじめに、附則第10条の2につきましては、地方税法において固定資産税等の課税標準の特例としての規定が1項設けられたことに伴い、引用条文の項ずれを改めるものであります。

続きまして、6ページの附則第10条の3の新築住宅等に関する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告につきましては、地方税法の改正により、高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る固定資産税の減額措置が創設されたことに伴い、引用条文の項ずれを改めたものであります。また、本条例では高規格堤防整備事業のための移転補償金を受け、高規格堤防特別区域の上を取得した家屋に係る固定資産税の減額の規定の適用を受けようとするべき者がすべき申告の規定を加え、これに伴い項ずれを改めるものであります。

次に、9ページから12ページまでの附則第16条及び附則第16条の2につきましては、軽自動車税に関する改正になります。この改正は、地方税法等の一部改正に伴い規定を改めるものであります。はじめに、附則第16条についてご説明いたします。

平成28年度から軽自動車については環境への負荷の軽減を進める観点から、14年を経過した月を含む年度以降の軽自動車税について、おおむね20%の税率が上乘せされる経年車重課と環境性能に優れた軽自動車には税率を軽減するグリーン化特例が導入されています。第1項では経年車重課について、文言の整理をするものであります。また、第2項から第4項までにつ

いては、既に経過しております平成29年度分の軽自動車税の規定を削除するものであります。これに伴い、第5項以降について項ずれ及び引用条文の項ずれを改め、文言整理するものであります。

続きまして、附則第16条の2につきましては、附則第16条の改正に伴い、引用条文の項ずれを改めるものであります。

次に12ページ、13ページの附則第22条につきましては、固定資産税に関する改正であります。この改正では地方税法等の一部改正に伴い、文言を改めるものであります。続きまして、新旧対照表の第2条による改正、1ページをご覧ください。

第36条の2につきましては、令和2年度以降の個人町民税について、申告書の記載事項について規定をするものであります。

次に第36条の3の2、2ページ、第36条の3の3及び第3条による改正の1ページ、第24条につきましては、令和3年1月1日施行になりますが、個人町民税の非課税措置について規定するもので、子どもの貧困に対応するため、前年の合計所得金額が135万円以下である単身児童扶養者に対し、個人住民税を非課税とするものであります。

3ページ、附則第15条の2、附則第15条の2の2、4ページ、附則第15条の6につきましては、軽自動車税の環境性能割における軽減措置に関する改正であります。この改正は令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に軽自動車を取得した場合、環境性能割の税率を1%分軽減する規定を定めるものであります。

次に5ページ、附則第16条、6ページ、附則第16条の2、それと第3条による改正1ページ、第16条及び第4条による改正につきましては、軽自動車税の種別割に関する改正であります。

平成28年度の地方税法等の改正に伴い、平成29年3月に川棚町税条例の一部改正について専決処分を行い、その後、6月議会において承認をいただいております。その改正条項の附則第5条軽自動車税に関する改正につきましては、今年の10月に施行を予定しておりまして、まだ施行はされていない状態でございます。この改正条項の規定につきましては、先ほど第1条関係の附則第16条の改正案で改正を行うことから、この改正条項との整合性を図るため文言の整理を行うものであります。続きまして、第5条による

改正をご覧ください。

1 ページから 3 ページの第 4 8 条につきましては、法人町民税に関する改正でございます。この改正は地方税法等の一部改正に伴い、法人町民税の申告納付に関する規定を設けるものであります。内容としましては、資本金 1 億円を超える大法人に対する法人住民税等の電子申告義務の創設に伴い、通信回線の故障、災害等により電子申告が困難であると認められる場合については、書面による申告書の提出を可能とする規定を加えるとともに、文言の整理をするものであります。

以上が専決処分による改正の内容となります。施行期日につきましては、平成 3 1 年 4 月 1 日からとなりますが、ふるさと納税に関する規定につきましては令和元年 6 月 1 日からとなります。また、軽自動車税に関する規定につきましては令和元年 1 0 月 1 日から、単身児童扶養者の個人住民税に関する規定につきましては令和 3 年 1 月 1 日からとなります。なお、町民税、固定資産税、軽自動車税に関する経過措置を設けております。説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ここであらかじめ、会議の時間を延長いたします。

(1 5 : 5 4)

議 長 これから質疑を行います。はい。田口議員。

8 番 田 口 ただいまの説明の中で、令和 3 年までとかいろんな令和に係る部分がありましたけれども、この条例改正は 3 月 3 1 日時点なのですべて平成で書いてあると思うんですが、その平成というものを令和に改正する必要があると思われませんが、それは 6 月議会等でなされるというふうに考えてよいのでしょうか。

議 長 税務課長。

税 務 課 長 はい。ただいまのご質問にお答えいたします。平成と令和の関係でありますけれども、国の法律においても、平成を令和に変えるというための法律改正は行わないということになっておりますので、本町としましてもこの税条例につきましては、今出している分を 6 月議会で改正する予定はありません。この平成 3 3 年とかなっておりますけれども、それはそのまま令和に読み替えてということで、有効となるということでございます。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですね。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、承認第6号「専決処分の承認（川棚町税条例等の一部を改正する条例）」の採決を行います。

お諮りします。本件を承認することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、承認第6号「専決処分の承認（川棚町税条例等の一部を改正する条例）」は、承認することに決定をいたしました。

(15:57)

議 長 次に、追加日程第15、承認第7号「専決処分の承認（川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。本件について、説明を求めます。町長。

町 長 承認第7号「専決処分の承認（川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」について、提案理由をご説明いたします。

地方税法の一部を改正する法律が、平成31年3月27日に国会で可決・成立されたことを受け、地方税法施行令の一部を改正する政令が3月29日

に公布され、翌4月1日から施行されたところであります。このことにより、川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、去る3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により改正しましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

なお、改正の内容につきましては、健康推進課長から説明させますので、ご審議のうえ、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 それでは、川棚町国民健康保険税条例の一部改正の内容についてご説明をいたします。

改正の概要でございますけれども、国民健康保険税の課税限度額の引き上げと減額措置に係る軽減判定所得の基準の見直しが主な改正点でございます。制度の見直し内容につきましては、資料をお配りしておりますので後ほどご参照いただければと思います。それでは新旧対照表によりましてご説明をいたしますので、新旧対照表をご覧ください。

第2条第2項は、医療分の基礎課税額を規定しているところですが、課税限度額を58万円から61万円に改正するものでございます。

第23条につきましては、国民健康保険税の減額について規定しています。

第1号は改定はございませんけれども、7割軽減対象となる世帯を定めています。

第2号の改正は、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を27万5,000円から28万円に引き上げ、第3号の改正は、2割軽減対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を50万円から51万円に引き上げるもので、いずれも低所得者に対する軽減を拡大する基準の見直しを図るものでございます。改正文の附則をご覧ください。

附則の第1条は、この条例の施行期日について、平成31年4月1日から施行することとしております。

第2条は、適用区分として、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従

前の例によるとしております。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご承認くださいますようお願いいたします。

議 _____ 長 これから質疑を行います。ありませんか。よろしいですね。

「な し」の声あり

議 _____ 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ 長 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、承認第7号「専決処分の承認（川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」の採決を行います。

お諮りします。本件を承認することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ 長 異議なしと認めます。したがって、承認第7号「専決処分の承認（川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」は、承認することに決定をいたしました。

(1 6 : 0 2)

議 _____ 長 次に、追加日程第16、承認第8号「専決処分の承認（川棚町介護保険条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。本件について説明を求めます。町長。

町 _____ 長 承認第8号「専決処分の承認（川棚町介護保険条例の一部を

改正する条例)」について、提案理由をご説明いたします。

介護保険法施行令の一部を改正する政令が、平成31年3月29日に公布され、翌4月1日から施行されたところであります。このことにより、川棚町介護保険条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、去る3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により改正しましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

なお、詳細につきましては健康推進課長から説明させますので、ご審議のうえ、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 それでは、川棚町介護保険条例の一部を改正する条例の内容についてご説明いたします。

今回の改正につきましては、消費税を財源とした公費を投入することで、低所得者の保険料の軽減強化を図る仕組みが設けられ、平成27年度から実施しておりましたけれども、本年10月からの消費税10%への引き上げに伴い、さらに軽減強化を行うものでございます。それでは新旧対照表でご説明します。

第3条は保険料率でございまして、第2項において、第1項第1号に掲げる第1号被保険者、これは生活保護受給者等低所得者にあたります、の減額賦課に係る年度を平成30年度から3年間としていたものを、平成31年度からに改め、現行では保険料が保険料基準額の負担割合0.45の額、2万9,700円となっているものを、負担割合を0.375の額、2万4,750円に改正するものであります。

新たな項として、第3項及び第4項を新設しております。第3項では、第2項の規定が第1項、第2項に掲げる保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの保険料について準用すること及び第2項中の額2万4,750円を4万1,250円に読み替える規定をしたものでございます。

第4項では、第2項の規定が第1項第3号に掲げる保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの保険料について準用すること及び第2項中の額2万4,750円を4万7,850円に読み替えることを規定し

たものでございます。改正文の附則をご覧ください。

附則の第1条は、この条例の施行期日について、平成31年4月1日から施行するとしております。第2条は経過措置として、改正後の川棚町介護保険条例第2条の規定は、平成31年度分の保険料から適応し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるとしております。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご承認くださいますようお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。よろしいですか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、承認第8号「専決処分の承認（川棚町介護保険条例の一部を改正する条例）」の採決を行います。

お諮りいたします。本件を承認することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、承認第8号「専決処分の承認（川棚町介護保険条例の一部を改正する条例）」は、承認することに決定をいたしました。

(16:08)

議 長 次に、追加日程第17、同意第1号「川棚町監査委員の選任について同意を求める件」を議題といたします。

この議題の審議においては、地方自治法第117条の規定によって、福田徹議員が除斥の対象となります。福田徹議員の退場を求めます。

(福田議員退場)

議 長 本件について説明を求めます。町長。

町 長 同意第1号「川棚町監査委員の選任について同意を求める件」について、提案理由をご説明いたします。

地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議員のうちから選任する監査委員として、これまで福田徹氏を選任しておりましたが、議員の任期満了に伴いまして、監査委員の任期も先月29日で終了しておりますので、改めて福田徹議員を選任したく、議会の同意をお願いするものであります。

福田徹議員は、議案に記載しておりますように、川棚町城山町63番地にお住まいで、昭和28年5月13日生まれの66歳であります。

平成15年4月30日から川棚町議会議員として尽力されており、平成27年5月から監査委員に選任され、監査委員の職務を担っていただいております。誠実な人柄で、これまでも熱心に監査業務に取り組み、適切にその役割を果たしていただいております。適任でありますので、改めて選任したくご提案するものであります。

以上、提案いたしますので、ご審議のうえ、ご同意くださいますようよろしく願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、同意第1号「川棚町監査委員の選任について同意を求める件」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議 長 全員起立です。したがって、同意第1号「川棚町監査委員の選任について同意を求める件」は、同意することに決定をいたしました。

ここで、福田徹議員の入場を許します。

(福田議員入場)

議 長 ただいま、福田徹議員が議席に戻られましたので、監査委員の選任については、同意されたことをお知らせいたします。

(16:12)

議 長 先ほど、休憩中にお手元に配布をいたしましたとおり、議会運営委員長から閉会中の継続調査申出書が提出をされております。

お諮りいたします。閉会中の継続調査の件は緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第18として審議したいと思っております。これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査の件

は、緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第18として審議することに決定いたしました。

議 長 追加日程第18「閉会中の継続調査の件」を議題といたします。

議会運営委員長から川棚町議会会議規則第75条の規定により、申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

(16:14)

議 長 ここでお諮りをいたします。本臨時会において、議決されました案件につきまして、議決の結果生じた条項、字句、数字その他について整理を要するものがあつた場合は、川棚町議会会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定をいたしました。

議 長 これを持ちまして、本日の日程はすべて終了をいたしました。一般選挙後の初めての会議でありましたが、議会構成、その他重要案件について、大変熱心に慎重審議をいただき、ご決定いただきましたこと、誠にありがとうございました。

これで会議を閉じます。令和元年5月川棚町議会臨時会を閉会いたします。

ご起立をお願いいたします。どうも皆様お疲れ様でした。

(1 6 : 1 5)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、署名する。

川 棚 町 議 会 議 長 村 井 達 己

臨 時 議 長 山 口 隆

会 議 録 署 名 議 員 福 田 徹

会 議 録 署 名 議 員 小 谷 龍 一 郎